

平成29年度第5回  
東京都私立学校審議会（第767回）

平成29年9月19日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第5回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開につきましては、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

審議に先立ちまして、事務局職員の異動について、事務局から紹介をお願いいたします。

○私学行政課長 8月1日付の人事異動によりまして、私学部長の交代がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

金子私学部長でございます。

○私学部長 金子でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております10件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年9月19日付、東京都知事名

記、1、専門学校田中千代ファッションカレッジの目的変更認可について、渋谷区、外9件以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件1件と、ただいま説明のありました新

たに諮問される案件10件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第4号及び議案第6号から議案第9号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、開智国際日本語学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から、調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、開智国際日本語学校の設置認可についてでございます。

平成29年9月1日に、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人開智学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。

2つ目は、外国人留学生の生徒募集については、適切かつ計画的に行い、質のよい生徒の確保に努めること。また、生徒管理についても、適切かつ着実にいき、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、生徒の教育に責任を持って、貴校の目指す教育を実現し、着実な教育成果を上げるためにふさわしいカリキュラムや施設設備を用意するなど、教育内容及び教育環境の一層の向上に努めていただき、学校としての魅力を高めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人開智学園から申請がありました開智国際日本語学校の設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は学校教育法に基づき、学校法人開智学園の各種学校として、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、私費外国人留学生に対し、進学・就職を目標とした大学進学前教育等を行い、もって国際社会における人的交流に貢献する人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人開智学園で、理事長は青木徹氏、校長も青木徹氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり、第1部に修業年限1年、入学定員80名の進学1年コース、第2部に修業年限1年、入学定員20名の進学1年コースを設置いたします。合計の入学定員は100名、総定員は100名です。

主要教科名は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

お願いします。

○町山委員 備考に、学校法人の設立年月日がありますが、学校の中に、学校法人設立以前

に（２）と（５）が設置認可されています。経緯がおわかりでしたら教えていただきたいのです。

○近藤会長 説明はいかがですか。

○議案担当者 日本橋女学館というところと法人合併をいたしまして、こちらが設置していた学校を吸収した形になっていますので、開智学園としての設立の認可は昭和52年なのですが、それ以前の学校が入ってきています。

○町山委員 学校法人の合併ということでよろしいのですか。

○私学行政課長 そうです。

○近藤会長 数年前に日本橋女学館が、法人があつて学校も持っていたのが、開智学園といわゆる合併をしたので、開智学園が法人になるわけですね。

このところは、経緯は載せないから、ちょっとわかりにくいですね。

○私学行政課長 事実関係で載せてしまったので、少し説明が不足していたかもしれないのですけれども、もともとこのときに認可を受けていた学校ということです。

○近藤会長 よろしいですか。

歴史的に言うと言書けるのですけれども、現在の法人の設置校で言うと言そういうことなのだろう。

よろしいですか。ほかにございますか。

（「異議なし」と声あり）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号及び議案第3号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、専門学校田中千代ファッションカレッジの目的変更認可についてご説明いたします。

専門学校田中千代ファッションカレッジは、昭和51年6月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり「本校は、高等学校教育の基礎の上に立って、衣服文化の理論的、科学的、技術的及び感覚的研究を専門的、職業的に授け、職業に就き得ると同時に家庭及び一般社会生活に寄与し、技術を通じて人間性の向上を図ることを目的とする」から「本校は、高等学校教育の基礎の上に立って、衣服文化の理論的、科学的、技術的及び感覚的研究を専門的、職業的に授ける服飾専門課程と、美術文化の理論的、科学的、技術的、及び感覚的研究を専門的、体系的に授ける文化専門課程とで、職業に就き得ると同時に一般社会生活に寄与し、知識及び技術を通じて人間性の向上を図ることを目的とする」に変更いたします。

学校の名称は要項 2 に記載のとおり、専門学校田中千代ファッションカレッジから、渋谷ファッション&アート専門学校に変更いたします。

課程・分野の名称は、要項 3 に記載のとおりです。

位置は、要項 4 に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、美術表現科等の新設により、文化専門課程が追加となるためです。

設置者は学校法人田中千代学園で、理事長は高橋道春氏、校長は志賀健二郎氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 9 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、服飾専門課程において、ファッションデザイン学科及びファッションテクニカル学科を廃止し、新たにアパレル総合科を設置し、ファッションビジネス学科の名称をファッションビジネス科に変更し、さらに、ファッション専攻科を廃止し、新たにアパレル専攻科を設置します。

また、新たに文化専門課程を設置し、修業年限 1 年、総定員40名ずつで、美術表現科、造形表現科、表現研究科を設置いたします。これにより、総定員は210名から280名になります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号、東京日建工科専門学校の目的変更認可について、ご説明いたします。

東京日建工科専門学校は、昭和57年 4 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、

学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり「本校は教育基本法および学校教育法に従い、建設業界に役立つ人材を育成し、我が国の産業、技術の振興に寄与することを目的とする」から「本校は教育基本法および学校教育法に従い、昼間学科及び通信制学科における教育を通じ、建設業界に役立つ人材を育成し、我が国の産業、技術の振興に寄与することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、通信制学科の設置に伴い、学校の目的を変更するためです。

設置者は学校法人実務学園で、理事長は馬場栄一氏、校長は田島常夫氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 9 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、建築専門課程において、夜間の建築設計科を廃止し、新たに通信制の建築士養成科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第 4 号は、各種学校の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 4 号、木原珠算学校の廃止認可についてご説明いたします。

木原珠算学校は、昭和25年 3 月13日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、設置者の高齢化により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は木原辰次郎氏で、校長も木原辰次郎氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年 7 月末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成29年 7 月末をもって退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 4 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第 6 号は、高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 議案第 6 号について、ご説明いたします。

これは、学校法人足立学園が設置しております足立学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の充実を図り、生徒の学力をさらに向上させるため、文理科の収容定員を減員し、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。普通科については、変更前の収容定員255名、1 学年 2 学級85名であるものを、変更後は630名増員し、収容定員885名、1 学年



8学級295名にいたします。

文理科については、変更前の収容定員630名、1学年5学級210名であるものを、変更後は630名減員し、収容定員0名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成32年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人日本放送協会学園が設置しております日本放送協会学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

1点目として、学校の名称を、広く一般に浸透している「NHK学園高等学校」に変更するものです。

2点目として、週3日型登校コースへの入学希望者が多く、不登校生徒を中心とした転入、編入希望者を受け入れることができないため、登校コースの収容定員を増員するものです。

学校全体の収容定員数に変更はありません。

3点目として、募集停止をしていた協力校の生徒が、平成28年度末をもって全員卒業したことから、当該協力校を1校廃止するものです。

4点目として、教材のリニューアル、直接指導の機会がふえることによる負担増に対応するため、受講料を改定するものです。また、授業料及び受講料の呼称を受講料に統一いたします。

変更の時期は、要項7にあるように、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をごらんください。

第1に、学則第1条（名称）を、NHK学園高等学校に変更いたします。これに伴い、表題を「NHK学園高等学校 学則」に変更いたします。

第2に、学則第4条の登校コースの収容人数を360名に変更いたします。

第3に、学則第7条の協力校について、別表第4から駒澤大学付属苫小牧高等学校を削除します。

第4に、学則第22条に定める受講料を改定いたします。これに伴い、平成29年度以前入学者の学費について、新たに別表5を設けて記載します。また、授業料及び受講料の呼称を受講料に統一します。

備考欄には、設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号及び第9号は、高等学校の学科廃止認可及び定時制課程の廃止認可でございます。

これらは関連する議案ですので、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 議案第8号についてご説明いたします。これは、学校法人東洋高等学校が設置しております東洋高等学校における学科廃止認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3に記載のとおりです。

変更の理由ですが、募集を停止していた商業科について、将来にわたり再開の予定がないため廃止するものです。

変更の時期は、認可のあった日です。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員、普通科1,050名、商業科0名であるものを、変更後は商業科を廃止し、普通科1,050名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

以上で、議案第8号についてのご説明を終わります。

続きまして、議案第9号についてご説明いたします。これは、学校法人東洋高等学校が設置しております東洋高等学校における定時制課程廃止認可です。

学校の名称、廃止する課程名、位置につきましては、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由ですが、生徒数の減少により廃止するものです。

設置者は学校法人東洋高等学校で、理事長は高屋敷博氏、校長は石井和彦氏です。

生徒の処置につきましては、要項6のとおり、昭和53年度から募集を停止しており、昭和56年3月をもって全員卒業しております。

教職員の処置につきましては、昭和56年3月をもって、同校の全日制課程に配置がえをしております。

指導要録等につきましては、要項8に記載のとおり、全日制課程に引き継ぎます。

資産の処置につきましては、要項9に記載のとおり、全て全日制課程と共用のため、処分、移動等はありません。

備考欄には、課程別校地、校舎面積、課程別総定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第9号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第8号及び議案第9号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第10号及び議案第11号は、専修学校の設置認可でございます。

議案第10号及び議案第11号は第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

議案第5号は、中学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。引き続き、第三部会にてご審議をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議日程についてでございます。

次回、10月の開催日は16日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時35分閉会